

令和6年度 第3回秦野市コンプライアンス推進委員会結果概要

1 開催日時	令和6年12月26日(木) 午前11時20分から午後0時10分まで	
2 開催場所	秦野市役所本庁舎3A会議室	
3 出席者	委 員	石原副市長〔委員長〕、高橋副市長〔副委員長〕、政策部長、総務部長、税務担当部長、くらし安心部長、文化スポーツ部長、福祉部長、こども健康部長、環境産業部長、はだの魅力づくり担当部長、都市部長、建設部長、会計管理者、上下水道局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、教育部長、消防長
	事務局	文書法制課長、文書法制課課長代理、文書法制課担当、人事課長、人事課課長代理（人事管理担当）
4 議 題	1 協議事項 (1) 障害者相談支援事業等に係る消費税等の取扱いに関する認識誤りについて (2) くずはの家における除草作業中の物損事故について 2 報告事項 (1) 令和6年度定期監査における指摘事項について ア 物件供給事務における不適切な事務処理について イ 謝礼として市民等に商品券を渡す場合の所得税法上の取扱いについて (2) 公用車の損傷について 3 その他	
5 配付資料	次第、資料1～5	

6 会議概要

(1) 協議事項

ア 障害者相談支援事業等に係る消費税等の取扱いに関する認識誤りについて

【説明】資料に基づき説明（福祉部長）

【質疑、意見等】

- ・ 社会福祉法人が農地転用を行う場合の課税、非課税の判断はどのように考えればよいか。
→その社会福祉法人が行う事業の内容に応じて判断することとなる。
具体的な事案が発生した都度、税務署に確認してほしい。

【協議】 本事案の取扱いについて

- ・ 本事案については、原因が「認識誤り、初動対応の遅れ」と明らかとなっており、再発防止策が示され既に進められていることから調査部会を設置しないこととし、既に当委員会から各部局に対し注意喚起を行った内容（委託業務等において非課税としている場合の根拠の確認、国・県等からの通知を速やかに決裁し、適切な情報共有及び検討すること。）を改めて各部局で共有することとし、再発防止の徹底を図ることとしたい。

【協議結果】 承認

イ くずはの家における除草作業中の物損事故について

【説明】 資料に基づき説明（環境産業部長）

【質疑、意見等】

- ・ 道路、公園等で除草作業をする際の仕様に対策の記載があるか。
→委託においては、周囲に人が近づくことがある状況であれば対策を講じることとし、公園等、閉鎖することで物理的に人が近づくことができない場合は対策を不要とする目安は作成している。職員による作業では、現場判断になる部分があるが、物品の用意は最低限必要と考えている。
- ・ 標準仕様を作成し、除草する場所など、状況により対策を見極めて実施してほしい。
- ・ 予算、人力的にも負担が増えるため、対策が難しい部分もある。

【協議】 本事案の取扱いについて

- ・ 本事案については、具体的に再発防止策が示され既に進められていることから調査部会を設置しないこととするが、必要な安全対策が十分に行われなかったことにより発生したものである。改めて、刈払機が人や物に危害を加えることを認識し、使用する機会がある部署は再度注意喚起してほしい。

【協議結果】 承認

(2) 報告事項

ア 令和6年度定期監査における指摘事項について

(ア) 物件供給事務における不適切な事務処理について

【説明】 資料に基づき説明（こども健康部長）

【質疑・意見等】

- ・ 特段の意見なし。

【委員長】

- ・ 昨年のアクシデント・インシデント事例でもあったとおり、事

務に不慣れな職員がいる職場においては、管理職員を含めた職場全体でのサポート体制をとるよう確認してほしい。

(イ) 謝礼として市民等に商品券を渡す場合の所得税法上の取扱いについて

【説明】資料に基づき説明（文化スポーツ部長）

【質疑・意見等】

- ・ 国税庁ホームページでは、法人・団体の場合は源泉徴収が不要とされている。判断が難しいと思うが、確認のうえ支出命令票を作成してほしい。

【委員長】

- ・ 本事案については、全庁的に発生する可能性がある。各部局内において、情報共有・対策を検討し、全庁的にも着実な履行を求める。

イ 公用車の損傷について

【説明】資料に基づき説明（総務部長）

【質疑・意見等】

- ・ 特段の意見なし。

【委員長】

- ・ 交通安全に対する啓発はもちろん、職員としてのあるべき行動という部分でも、各部局において注意喚起をしてほしい。

(3) その他

年度の終盤に向けて事務の漏れや不足がないよう、各部局において確認をすることについて、委員長から注意喚起有り。